

「2022年度より実施する研究開発事業における制度改善等」に対する
QAにつきまして

2022年1月に当機構ホームページに掲載いたしました2022年度NEDO事業者説明会資料(2022年度より実施する研究開発事業における制度改善等について)につきまして、皆様、ご多用にも関わらずご確認いただきありがとうございました。

その後、皆様からご質問をいただき個別に回答をしておりますが、以下のとおり、主な質疑応答をQAとしてまとめましたので、併せてご確認いただければ幸いです。

1. 「研究者に配慮した実績報告書等の提出時期の後倒しの実施に伴う年度実績額の把握方法の変更
について」に対して

Q1: 当該年度の「限度額」を当該年度の「実績額」として確定するため、今後は、必ず限度額変更に係る「変更申請書」または、「変更届出書」を提出する必要があるとのことだが、その提出期限はいつになるのか？

A1: 年度末までの当該年度執行見込額を精査して頂いた上で、当該年度の限度額の変更が必要な場合には、判明した時点で速やかに変更申請を行っていただくようお願いいたします。

また、当該年度の限度額の変更が不要な場合には「変更届出書」の提出が必要ですが、この提出は遅くとも年度末までとなります。ただし、事業毎の手続きとなります関係上、プロジェクト担当部から指示された期限までに提出してください。

Q2: 年度実績額の把握方法の変更により、今後は「年度末中間検査」が無くなるとのことだが、変更後はどのような対応の流れになるのか？

A2: 今回の変更により、「年度の限度額」を「年度の実績額」と見なすこととなりますので、これまで複数年度契約・交付決定において、主に4月に実施してきました「年度末中間検査」については、ご理解のとおり、今後は実施しないこととなります。

変更後の年度実績額の把握に係る主な対応の流れにつきましては、以下のとおりです。

- ① N年度末までに、N年度の限度額を「実績額(見込)」とする変更手続きを行う。(限度額の変更が必要の無い場合でも「変更届出書を提出」)
- ② 5月31日までにN年度分の実績報告書をNEDOに提出。
- ③ 7月以降、N年度実績額(未検査分)に対する中間検査を実施。(原則、N+1年度実績額に対する初回の中間検査と併せて実施)。

Q3: 今後、年度末中間検査が無くなるのであれば、従前、検査時にもらっていた経費発生調書及び自主点検リストへのNEDO確認のサインはいつももらうことになるのか？

A3: 今後は、7月以降に、前年度実績額の未検査分(従前、年度末中間検査にて確認していた分)について検査を行いますので、その際にNEDO検査員がサインをさせていただくことになります。

Q4: 年度末までに当該年度執行見込額を精査し、限度額変更を行ったものの、実際発生した実績額が変動し、実績額と変更後の限度額が一致しなくなった場合にはどうすれば良いのか。また、実績報告書に添付する資料として必要なものは具体的に何か。

A4: 年度限度額と年度実績額が一致しなかった場合には、どちらの額が大きいかどうかによりその対応が異なります。

ケース①「年度実績額」>「年度限度額」

→特段の対応は必要ありません。

実績額がいくら限度額を超過しても、限度額が当該年度の実績額(確定)となります。

ケース②「年度実績額」<「年度限度額」

→対応していただく必要があります。

既に、当該年度の実績額は、年度限度額でセットされていますので、差額(年度限度額－年度実績額)を翌年度実績額から減額する必要があります。(詳細は、説明会資料 P.5~6 の2021年度末の事務手続き(イメージ)を参照ください。)

また、その際に実績報告書に添付していただく必要のある資料は以下のとおりです。

- a. 差額(年度限度額－年度実績額)分を「N年度修正額」という発生費用として計上したN年度の月別項目別明細表(支出簿)
- b. a.の月別項目別明細表が反映されたN年度の経費発生調書(調書上「当年度限度額」の総計と「支払対象額」の総計の額が一致していること)
- c. a.の差額を減額分として計上したN+1年度の修正額内訳書。

Q5: 今後、NEDO では、従前、4月に行っていた年度末中間検査を実施せず、7月以降に中間検査として実施すると理解した。その場合、NEDOでの検査対応と同様に、再委託先や共同実施先に対する検査の実施も同じように後倒して良いのか？また、年度実績額(見込)の確認として再委託先・共同実施先からも変更申請書等を提出させる必要があるのか？

A5: NEDO が行う検査のタイミングを踏まえ、委託先が行う再委託先や共同実施先に対する検査のタイミングを見直していただくことは問題ありません。

また、委託先での再委託先等の年度実績額(見込)の確認につきましては、基本的にNEDOが委託先に求めている対応と同じく、再委託先等に対しましても、年度限度額の変更が必要な場合には「変更届出書」を、年度限度額の変更が必要な場合には「変更申請書」の提出を求め、年度実績額の確認などを行ってください。ただし、委託先と再委託先等との間で締結した再委託契約書などにおいて、上記の対応が適していない場合には、当該契約書などに基づき、適切にご対応していただければ問題ありません。

Q6:年度限度額のセット後に、再委託先の検査などを行った結果、再委託先の実績額が変動した場合、委託先としてどう対応すれば良いのか？

A6:この場合、Q4/A4を参考に対応していただくことになります。具体的には、

① (再委託先の)年度実績額 > (再委託先の)年度限度額

実績額がいくら年度限度額を超過しても、年度限度額が当該年度の実績額(確定)となりますので、特段の対応は必要ありません。

② (再委託先の)年度実績額 < (再委託先の)年度限度額

既に、年度実績額は、年度限度額でセットされておりますので、再委託先より修正額を明記したN年度の月別項目別明細表、経費発生調書及びN+1年度の修正額内訳書を提出していただき、内容をご確認ください。そして、Q4/A4に準じて再委託先の差額(年度限度額－年度実績額)を再委託先の翌年度実績額から減額してください。

ただし、再委託契約書等において別の様式が規定されている場合等においては、その契約等に基づき適切にご対応いただいて問題ありませんが、委託先の検査時において、再委託先の年度実績額及びその差額の処理等を確認させていただく場合がありますので、対応する書類を用意していただきますようお願いいたします。

2.「間接経費の執行実績報告等の適用および大学、国立研究開発法人等の間接経費率の引き上げ」 に対して

Q7:今後、間接経費の執行実績に係る報告が必要とのことだが、再委託先・共同実施先においても対象機関として報告する必要があるのか？

A7:現時点においては、間接経費の執行実績に係る報告対象は、NEDOから直接的に競争的研究費を受けた研究機関又は研究者の所属する研究機関としておりますので、再委託先・共同実施先は含めておりません。

Q8:間接経費率が2022年4月以降引き上げられるとのことだが、既に契約しており実施中の案件(委託先:大学、委託期間:2022年3月まで)についてステージゲート審査等が行われ、2022年4月以降も実施することが決まった場合、2022年度以降の間接経費率は引き上げられることになるのか？

A8:間接経費率の引き上げにつきましては、2022年4月以降に締結する新規契約分から対象になります。ご質問のステージゲート審査により2022年4月以降の実施が決定し、既契約の事業期間の延長で対応する場合には、この「新規契約」にはあてはまらず、間接経費率は変わりません。一方で、既契約の事業期間の延長で対応せず新たに契約を締結させていただく場合には、「新規契約」となりますので、間接経費率を引き上げることになります。

各事業により対応が異なりますので、当該事業でどの様な対応となるのかプロジェクト担当部までご確認くださいませようようお願い致します。

以上